**平成28年11月18日**

**訪問介護サービスの考え方について**

**～同居家族等がいる場合の生活援助等に関する考え方～**

**福岡県介護保険広域連合**

**◎介護保険サービスの位置づけについて**

**国民は、常に健康の保持増進に努めるとともに、自らが介護の必要な状態になった場合においても、自立した生活ができるように進んで適切な各種のサービスを利用することにより、自分が持っている能力の維持向上に努力することが大切です。（介護保険法第４条関連）**

**利用者のニーズを満たすためには、自助「すべての基本になる概念。自分が主体となり、自らを支えること」、互助「インフォーマルな相互扶助。近隣の助け合い、ボランティア、NPO等による支援」、共助「制度化された相互扶助。介護保険制度、社会保険制度」、公助「行政による支援。自助、互助、共助でも生活を守りきれない最後の守り」を適切に組み合わせることが大切であり、介護保険サービスだけで全てのニーズを充足するものではありません。**

**介護保険サービスは、利用者の自立を社会全体で支えるため、住民が納める保険料と公費で負担され、介護を必要とする人に給付されます。そのため、介護保険サービスについては、自助・互助の検証をおこなった上で、利用者の日常生活を維持する上で必要最低限なサービスであり、その位置づけについては、第三者にも明確に説明できるものでなければなりません。**

**そのためにも、本人の心身の状態・同居家族等の状況・環境等の利用者が置かれている状況等を個別に検証し、それぞれの範囲を定める必要があります。**

**また、介護保険サービスは、要介護者（要支援者）の意志及び人格を尊重しつつ、健康の維持や増進に役立つものでなければならず、サービス提供事業所は、利用者に対して最も適切なサービスを提供する義務があります。**

**１「生活援助サービス」の再確認**

**訪問介護サービスのうち、「生活援助」については、「単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」に対して行われるもの（平成１２年厚生労働省告示第１９号）とされています。**

**同居家族等がいる場合の生活援助については、その同居家族等が対応することが基本となり、原則保険給付対象として算定はできないこととされています。**

**しかしながら、一方では、個別性を勘案し「同居する家族等が障害・疾病その他やむを得ない事情により、家事ができる状況でない」場合には、算定できることも認められており、共通の判断基準がないことから、広域連合としての基本的な考え方を整理したものです。**

**今後共、適切なサービス提供にご留意ください。**

**２「同居家族の判断」（基本的解釈）**

**同居家族等かどうかは、次にあげるポイントを確認します。**

**≪ポイント≫**

**（１）同一の家屋に居住**

**（２）二世帯住宅に居住（家屋構造に関係なく同居と考える）**

**（３）同一敷地内に居住（家屋構造に関わりなく、別棟や階が違っても同じマ**

**ンション(アパート)等に住んでいれば同居と考える）**

**＊生計の同一性は問わない。**

**３「同居家族等が障がい・疾病で家事が困難な場合」とは**

**⑴　同居家族等が障がい(身体・知的・精神)があるため家事ができない。**

**⇒障害手帳や障害認定だけで判断するのではなく、障がいに起因して実際に、どのような家事が困難なのかを明らかにして判断します。**

**⑵　同居家族等が疾病により家事ができない。**

**⇒疾病名を明らかにすると共に、当該疾病によってどのような家事が困難なのかを明らかにして判断します。医師の診断書までは必要ありません。同居家族等が、一時的に家事が困難な場合は、短期的なサービス導入を検討します。**

**４「その他のやむを得ない事情で家事が困難な場合」とは**

**≪例≫**

**⑴　同居家族等が要介護者又は要支援者であるため家事ができない。**

**⑵　家族間に、利用者の今後の生活に影響を及ぼすような極めて深刻な問題　があるため援助が期待できない（介護放棄・虐待等）。**

**⇒「家族に対して遠慮があり頼みにくい」や「家族に負担をかけたくない」、**

**「家族が今までしたことがない」という理由だけでは訪問介護の生活援助　は算定できません。**

**⑶　同居家族等が就労等により長時間にわたり日中不在となるために、家族　が利用者に対して行うべき日中に必要な家事ができない。**

**⇒家族の就労の状況や休日の状況を細かく聞き取り、家族が日中不在であることによって、どのような家事ができなくなり、逆にどのような家事が可能であるかを把握します。**

**⇒家族が不在時間帯に行う必要性があるものなのか、行わなければ日常生　活上大きな支障が生じるものなのかを把握します。**

**（安全面や健康面、衛生面から見ての必要性を検討）**

**５「生活援助算定可能」な場合の留意事項**

**⑴　利用者の日常生活を維持する上で必要最低限のサービス提供です。**

**⑵　同居家族等に関わるサービスの提供は原則できません。**

**ア　利用者以外の同居家族等に対する洗濯・調理・買い物・布団干し等。**

**イ　同居家族等の居室や共有部分（居間・食堂・台所・浴室・トイレ等）**

**の掃除。**

**ウ　日中独居の利用者への買い物については、家族等不在時の必要な買い物であり、買い置きできない物であること。**

**⑶　以下のような場合は、利用者の状態と生活実態によって個別判断し、共**

**有部分の算定を可能とすることができます。**

**ア　共有部分を利用するのが、要介護認定を受けている高齢者夫婦である**

**場合。**

**イ　家族は朝早くから夜遅くまで就労しているため、トイレをほとんど使っておらず、本人の失禁が多いため衛生面・転倒防止の観点から、日中にトイレ掃除をする必要がある場合など。**

**⑷　単に利用者と一緒に行ったり、分担（例えば、利用者が食事を作っている間にヘルパーが掃除をするなど）しても、ヘルパーが家事業務を行うのであれば、生活援助になります。例えば、ヘルパーが利用者と一緒に調理を行う(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)場合は、「自立支援のための見守り的援助（平成12年3月17日老計第１０号１－６）」に該当するため、身体介護として算定する事が可能です。明らかに利用者の能力に見合わないと思われる見守り的援助のプランであれば、「身体介護」としては算定できません。**

**生活援助算定の確認フロー**

|  |
| --- |
| **Check 1**  ①利用者本人に必要であり、本人ができない生活援助であること    **同居家族なし**  **Check 2**  ②同居家族の判断（有・無）  **同居家族あり**  **障がい・疾病あり**  **Check 3**  ③同居家族等の障がい・疾病の有無  **障がい・疾病なし**  **やむを得ない事情あり**  **Check 4**  ④その他のやむを得ない事情の有無  **Ｃｈｅｃｋ 5**  **サービスの提供内容が保険給付サービスとして適切か…**  **≪次の点も忘れずに≫**  **・別居家族の家族介護が得られないかの検証**  **・介護保険外のサービスの活用ができないかの検証**  **やむを得ない事情なし**  **不適切**  **適切**  ・ケアプランに位置づけられていること  ・サービス担当者会議による専門的意見の聴取、合意がされていること  ・訪問介護計画に位置付けられていること  **ＮＯ**  **生活援助の算定できない**  **ＹＥＳ**  **生活援助の算定**  **できる**  **介護保険以外の代替サービス・支援方法を再検討する** |